プロジェクト 法人税等会計基準等の改正について 項目 中間財務諸表等における簡便法についての取扱い

本資料の目的

1. 本資料は、税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)について、企業会計基準適用指針第29号「中間財務諸表等における税効果会計に関する適用指針」 (以下「中間税効果適用指針」という。)及び企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」(以下「四半期会計基準」という。)への影響についての事務局の分析をお示しすることを目的としている。

中間税効果適用指針への影響

(本プロジェクトの提案による主な影響)

2. 税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)の検討では、当期税金費用 1に関して、次の原則を定める方向性で審議を行っている。

当期税金費用は、その発生源泉となる取引等に応じて、損益(税引前当期純利益から控除)、その他の包括利益及び株主資本の各区分に計上する。

- 3. また、前項の原則を定めた場合、その他の包括利益に対して課税される場合の当期税金費用に関して、次の影響が生じると考えられる。
 - (1) その他の包括利益に対して課税された年度の当期税金費用について、従来は損益として計上されていたものが、その他の包括利益に計上されることになる。
 - (2) (1)でその他の包括利益に計上した当期税金費用について、発生源泉となる取引等によって計上されたその他の包括利益がリサイクリングされ、損益に計上された場合、当該当期税金費用についても損益に計上される。

(中間税効果適用指針の定め)

4. 中間税効果適用指針では、「税金費用」を「税金等調整前中間純利益又は税引前中間純利益に対応する税金に係る費用をいい、法人税等及び法人税等調整額の双方が含まれる。」とした上で、税金費用の計算の簡便法として、税引前中間純利益に見積実効税率を乗じて計算することとしている(中間税効果適用指針第11項)。当該

_

¹ 本資料では、支払税金(所得に対する法人税、住民税及び事業税等)に関する税金費用を 「当期税金費用」として記載し、税効果会計に関する税金費用を「繰延税金費用」として記載 している。

見積実効税率は、原則として、次の算式により計算することとしている。

見積実効税率 = 一一一

予想年間税引前当期純利益

また、上記の算式のうち、予想年間税金費用は、予想年間税引前当期純利益の額と予想年間課税所得の額との差異のうち一時差異等に該当しない項目(税効果適用指針第77項)に係る税金費用を含むもので、次の算式により計算することとしている(中間税効果適用指針第12項)。

予想年間税金費用

= (予想年間税引前当期純利益土一時差異等に該当しない項目)×法定実効税率

(中間税効果適用指針への影響)

5. 前項のように中間税効果適用指針における「税金費用」は、純利益に対応する税金に係る費用と定義しており、本プロジェクトにおける原則に従って、その他の包括利益又は株主資本に計上される当期税金費用は含まれず、損益として計上される当期純利益のみが該当することになると考えられる。

これを踏まえると、中間税効果適用指針における簡便法による税金費用の計算の 算式のうち、予想年間税金費用については、本資料第3項(1)に記載のその他の包 括利益又は株主資本に計上される当期税金費用は含まれないと考えられる。また、 本資料第3項(2)に記載のその他の包括利益に計上した当期税金費用がリサイクリ ングによって損益に計上される場合については、予想年間税金費用に含まれると考 えられる。

- 6. ここで、第4項に記載の予想年間税金費用の算式において、前項の2つの当期税金 費用については、それぞれ次のように取り扱われることになると考えられる。
 - (1) その他の包括利益又は株主資本に計上される当期税金費用

当該当期税金費用の発生源泉となる取引等は、損益として計上されておらず (株主資本又はその他の包括利益として計上されており)、「予想年間税引前当 期純利益」に含まれない。そのため、予想年間税金費用の算定に当たって「予 想年間税引前当期純利益」を別途調整する必要はないと考えられる。

(2) その他の包括利益に計上した当期税金費用がリサイクリングによって損益に 計上される場合

当該当期税金費用の発生源泉となる取引等は、損益として計上されており (当該取引等のリサイクリングにあわせて当期税金費用をリサイクリングし ており)、「予想年間税引前当期純利益」に含まれる。そのため、予想年間税金 費用の算定に当たって「予想年間税引前当期純利益」を別途調整する必要はな いと考えられる。

7. そのため、本資料第3項に記載の本プロジェクトによる影響は、いずれも現状の中間税効果適用指針には影響を与えず、中間税効果適用指針の定めを変更する必要はないと考えられる。

四半期会計基準等への影響

- 8. 四半期会計基準第 14 項ただし書きにおいても「ただし、税金費用については、四半期会計期間を含む年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算することができる。」としており、中間税効果適用指針と同様に、簡便的な税金費用の計算を認めている。
- 9. ただし、四半期会計基準及び企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」(以下「四半期適用指針」という。)においては、具体的な算式は示されておらず、また、中間税効果適用指針に準じて処理することとしている(四半期適用指針第 19 項)。
- 10. そのため、四半期会計基準及び四半期適用指針についても、定めを変更する必要はないと考えられる。

ディスカッション・ポイント

中間税効果適用指針及び四半期会計基準等への影響に関して、定めを変更する必要はないとした事務局の提案について、ご意見を伺いたい。

以上